

指定管理者が行う公の施設の 管理運営に係る評価結果報告書

令和5年7月

越前市指定管理者評価委員会

越前市指定管理者評価委員会

目 次

1	はじめに	1
2	評価対象施設	1
3	評価の方法	1
4	評価結果	4
	各施設の評価結果	
	武生中央公園、日野川河川緑地	5
	武生中央公園屋内催事場	6
	金華山グリーンランド	7
	越前市文化センター、ふるさとギャラリー叔羅、いまだて芸術館	8
	越前市社会福祉センター	9
資料1	指定管理者の事業評価の基本方針	1 2
資料2	越前市指定管理者評価委員会の開催経過	1 5
資料3	越前市指定管理者評価委員会委員名簿	1 5
資料4	越前市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する 条例（抜粋）及び越前市公の施設に係る指定管理者の指定 の手續等に関する条例施行規則（抜粋）	1 6
資料5	指定管理者制度導入施設一覧（令和5年4月1日現在）	1 7

1 はじめに

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的に創設されたものである。

越前市では、指定管理者が行う公の施設の管理運営の適正化を図り、制度導入効果を一層高めるため、越前市指定管理者評価委員会を設置し、指定管理者の管理運営状況について評価を行ってきた。評価結果については、施設所管課において項目ごとに検証を行い、必要に応じて次期指定管理者選定の際に反映させる等の取り組みを行っているところである。

今後とも、この報告書が公の施設のより適正な管理運営につながることを期待する。

2 評価対象施設

越前市では、令和5年4月1日現在、公の施設275施設のうち45施設において指定管理者制度を導入している。評価結果については、次期指定管理者の選定の参考とすることから、今年は令和6年3月末に指定期間が終了する8施設について、評価を実施した。

施設名	指定管理者	公募の有無 (公募時の応募数)
武生中央公園	越前パークマネジメント共同事業体	公募(2)
日野川河川緑地		
武生中央公園屋内催事場	カワイ・山崎屋共同事業体	公募(2)
金華山グリーンランド	金華山林業振興組合	非公募
越前市文化センター	公益財団法人 越前市文化振興・施設管理事業団	公募(1)
ふるさとギャラリー叔羅		
いまだて芸術館		
越前市社会福祉センター	社会福祉法人 越前市社会福祉協議会	公募(1)

3 評価の方法

評価は、①指定管理者による自己評価、②施設所管課による一次評価、③評価委員会による二次評価 の順に実施した。評価委員会による二次評価に当たっては、自己評価及び一次評価の評価表に加え、施設所管課から収支決算等に関する資料の提出を求め、自己評価及び一次評価を基に、現地調査、指定管理者及び施設所管課からの聴き取り調査を行った。

(1) 評価の項目と主な視点

A 施設の管理運営状況

- ・ 施設の管理運営上の基本方針が確立されており、職員間で共通認識を持っているか。
- ・ 施設の設置目的に添った運営が実施され、その目的が達成できたか。
- ・ 市の政策の支援について、条例の設置目的を踏まえ、施設の特徴を活かした活動目標を持って施設運営に取り組んでいるか。
- ・ 各協定書に基づき適正に維持管理、運營業務等が履行されているか。
- ・ 事故防止や危機管理の取り組みはなされているか。(マニュアルの整備や訓練の実施等)
- ・ 事故や災害の発生時の対応は適切になされているか。

B 住民サービスの向上

- ・ 誰もが平等に利用することができ、利用者にとって利用しやすい受付案内を行っているか。
- ・ 施設の広報、PRが適切に行われているか。
- ・ 利用者の意見等を把握する仕組み(アンケート調査や利用者協議会の実施等)を構築しているか。
- ・ 利用者からの意見や苦情への対応は適切になされているか。
- ・ 利用者への情報提供はなされているか。
- ・ サービスの向上のための具体的な取り組みがなされているか。
- ・ 利用者ニーズや顧客満足度を把握するため、利用者数の増減やその理由を的確に捉え、対策を立てているか。
- ・ 前回評価時の指摘事項に対して、どう対応したか。

C 施設の利用状況

- ・ 利用者数増加の取り組みはなされているか。
- ・ 利用者ニーズにあった企画を実施しているか。
- ・ 施設の活用について研究しているか。

D 収支の状況

- ・ 効率的な運営が図られ、経費の縮減が図られているか。
- ・ 再委託を実施している場合、適正な水準で行われているか。
- ・ デマンド管理や複数年契約など経費削減の具体的な取り組みがなされているか。
- ・ 収入の増加について、具体的な取り組みがなされているか。
- ・ 収支状況を正確に把握し、市へ報告しているか。

E 運営の体制

- ・ 団体の透明性はあるか。
- ・ 遵守すべき法令等の把握や職員への周知研修方法は適切か。
- ・ 人員の配置が合理的であったか。
- ・ 職員の能力向上の取り組みがなされているか。
- ・ 情報取扱に関するルールやマニュアルがあるか。その運用は適切に行われているか。
- ・ 地域と協力、連携を図っているか。

(2) 評価基準

評価の基準は次の7段階とした。

7	協定等で定めた水準を大きく上回る管理運営がなされているとともに、指定管理者のノウハウを活かし、着実に業績が挙がっており、極めて優れている
6	協定等で定めた水準を上回る管理運営がなされているとともに、サービスの更なる向上が期待できる
5	協定等で定めた水準をやや上回る管理運営がなされて、良好である
4	協定等で定めた水準の管理運営が適正になされている
3	協定等で定めた水準の管理運営がなされ、概ね適正と認められるが、一部改善を期待する
2	協定等で定めた水準の管理運営が一部なされておらず、改善が必要である
1	協定等で定めた水準の管理運営が多くの部分でなされておらず、改善が必要である

4 評価結果

今回、施設の分類ごとに5つに分け（評価実施8施設）実施した評価結果は以下のとおりであり、各協定書に基づき適正に管理運営を行っていることが認められた。

今後の施設の運営にあたっては、より一層の工夫と改善に努められ、指定管理者制度の導入目的である「住民サービスの向上」と「経費の節減」をより効果的・効率的に達成し、公の施設の設置目的である「住民福祉の増進」につなげていてもらいたい。

また、施設の特性に合った現状の把握と将来のあるべき姿を見据え、制度の趣旨にのっとり、指定管理者制度による管理が適正かどうかの検討も行っていただきたい。

評価基準	施設の分類数 (カッコ内は施設数)
7 協定等で定めた水準を大きく上回る管理運営がなされているとともに、指定管理者のノウハウを活かし、着実に業績が挙がっており、極めて優れている	—
6 協定等で定めた水準を上回る管理運営がなされているとともに、サービスの更なる向上が期待できる	—
5 協定等で定めた水準をやや上回る管理運営がなされて、良好である	4 (7)
4 協定等で定めた水準の管理運営が適正になされている	1 (1)
3 協定等で定めた水準の管理運営がなされ、概ね適正と認められるが、一部改善を期待する	—
2 協定等で定めた水準の管理運営が一部なされておらず、改善が必要である	—
1 協定等で定めた水準の管理運営が多くの部分でなされておらず、改善が必要である	—

各施設の評価は、次のとおりである。

施設名	武生中央公園 日野川河川緑地		
指定管理者名	越前パークマネジメント共同事業体		
指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日（5年間）		
施設所管課名	指定管理担当課は観光誘客課（施設所管課は都市計画課）		
評価項目	指定管理者による 自己評価	施設所管課による 一次評価	評価委員会による 二次評価
A 施設の 管理運営状況	5	5	5
B 住民サービスの 向上	5	5	5
C 施設の 利用状況	5	5	5
D 収支の状況	5	5	5
E 運営の体制	5	5	5
評価委員会による 総合評価	7段階評価		5
	指定管理者に 対する意見	<ul style="list-style-type: none"> 施設の管理運営について、適正に行われ良好である。 武生中央公園で、イベント等を開催する場合には、学生や子供、市民全体の意見を大事にした企画などを指定管理者により提案され、施設の更なる利用促進に努めていただきたい。 日野川河川緑地においては、利用者のニーズを把握し、立地条件を活かした事業展開を期待する。 施設の景観保持における清掃業務は、不法投棄の防止や犯罪防止にも繋がるため、より一層の丁寧な対応に努めていただきたい。 	
	所属所管に 対する意見	<ul style="list-style-type: none"> 武生中央公園は、大型遊具などの再整備が進み、今後も来場者が増加することが予想される中、監視カメラの増設など防犯体制の強化に努めていただきたい。 	

施設名	武生中央公園屋内催事場		
指定管理者名	カワイ・山崎屋共同事業体		
指定期間	令和4年4月1日～令和6年3月31日（2年間）		
施設所管課名	観光誘客課		
評価項目	指定管理者による 自己評価	施設所管課による 一次評価	評価委員会による 二次評価
A 施設の 管理運営状況	5	5	4
B 住民サービスの 向上	5	5	4
C 施設の 利用状況	5	5	4
D 収支の状況	5	4	4
E 運営の体制	5	5	4
評価委員会による 総合評価	7段階評価		4
	指定管理者に 対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理運営について、適正に行われている。 ・武生中央公園の指定管理者と連携を図り、菊人形開催期間以外での有効利用の促進に努められたい。 ・全天候型の施設の利便性を強みに、指定管理者には、具体的な利活用を提案していただきたい。 	
	所属所管に 対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者会議など使用者等の声を取りまとめ、施設の有効活用を最大限に活かしていただきたい。 ・建物から発生していると思われる異音、音響などの問題においては、専門家などから意見、助言を聴取し、改善に努めていただきたい。 	

施設名	金華山グリーンランド		
指定管理者名	金華山林業振興組合		
指定期間	令和3年4月1日～令和6年3月31日（3年間）		
施設所管課名	農林整備課		
評価項目	指定管理者による 自己評価	施設所管課による 一次評価	評価委員会による 二次評価
A 施設の 管理運営状況	5	5	5
B 住民サービスの 向上	5	5	5
C 施設の 利用状況	5	5	5
D 収支の状況	5	5	5
E 運営の体制	5	5	4
評価委員会による 総合評価	7段階評価		5
	指定管理者に 対する意見	<ul style="list-style-type: none"> 施設の管理運営について、適正に行われ良好である。 利用者状況から見ても、コテージやバンガロー、またオートキャンプに対応した充実した施設であり、リピーターも多いことから、引き続き利用者の拡大に努めていただきたい。 利用者の利便性を考慮し、市のホームページ等を活用するなど、情報の受発信に工夫を加えた取り組みを行っていただきたい。あわせて、当業務を担える人材確保、人材育成に努めていただきたい。 	
	所属所管に 対する意見	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の利便性を考慮し、DX推進に向けた情報機器などの整備を行い、SNSの発信やインターネット上の予約などを行うことで、利用環境の向上に努めていただきたい。 	

施設名	越前市文化センター ふるさとギャラリー叔羅 いまだて芸術館		
指定管理者名	公益財団法人 越前市文化振興・施設管理事業団		
指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日（5年間）		
施設所管課名	生涯学習・芸術文化課		
評価項目	指定管理者による 自己評価	施設所管課による 一次評価	評価委員会による 二次評価
A 施設の 管理運営状況	6	6	5
B 住民サービスの 向上	6	6	5
C 施設の 利用状況	5	5	5
D 収支の状況	5	6	4
E 運営の体制	5	6	5
評価委員会による 総合評価	7段階評価		5
	指定管理者に 対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理運営について、適正に行われ良好である。 ・越前市文化センターにおいては、利用者アンケートにより、会議等で必要な駐車場の確保に苦慮し、「公園利用者との競合に困惑している」との声が多く見受けられた。多くの集客が見込まれる行事では、日程調整も含め主催者側と市が連携し、民間駐車場を有効活用するなど、利用者の利便性の確保に努めていただきたい。 ・ふるさとギャラリー叔羅においては、隣接する「紫式部公園」と連携し、大河ドラマ（紫式部プロジェクトの趣旨）に沿った催事を積極的に実施していただきたい。 ・ふるさとギャラリー叔羅においては、少人数での会議でも利用できる施設であり、茶室も完備されており、様々な施設の利活用に期待する。 	
	所属所管に 対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・いまだて芸術館においては、施設が老朽化しており、施設の点検結果により、緊急性の高いものから計画的に改修、修繕を行っていただきたい。 	

施設名	越前市社会福祉センター		
指定管理者名	社会福祉法人 越前市社会福祉協議会		
指定期間	令和3年4月1日～令和6年3月31日（3年間）		
施設所管課名	社会福祉課		
評価項目	指定管理者による 自己評価	施設所管課による 一次評価	評価委員会による 二次評価
A 施設の 管理運営状況	6	5	5
B 住民サービスの 向上	5	5	5
C 施設の 利用状況	6	6	5
D 収支の状況	5	4	4
E 運営の体制	5	4	5
評価委員会による 総合評価	7段階評価		5
	指定管理者に 対する意見	<ul style="list-style-type: none"> 施設の管理運営について、適正に行われ良好である。 高齢化社会が進む中、シルバー人材センターを活用するなどして高齢者、障がい者の雇用に取り組んでいることは評価できる。 フリースペースを利用して子ども向けイベントを開催するなど、施設の有効活用に努めていただきたい。 	
	所属所管に 対する意見	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な公共施設のメリットを最大限に活かすため、市民への当該施設の取り組みや、利用者増加へ繋がる啓発活動に努めていただきたい。 	

■指定管理施設の現地調査 [令和5年3月27日]

【武生中央公園】



【日野川河川緑地】



【武生中央公園屋内催事場】



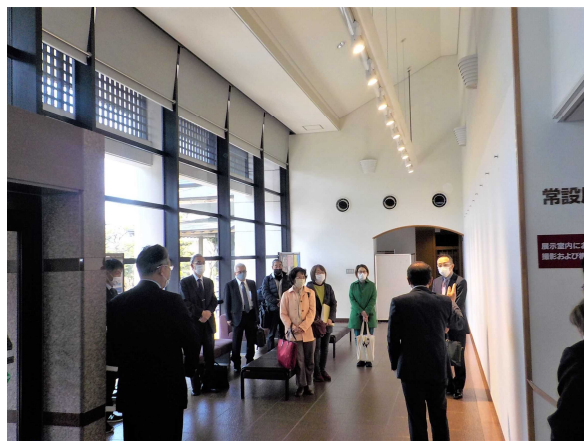
【金華山グリーンランド】



【越前市文化センター】



【ふるさとギャラリー叔羅】



【いまだて芸術館】



【越前市社会福祉センター】



資料 1

指定管理者の事業評価の基本方針

平成20年 4月 策定
平成20年10月 改正
平成23年 2月 改正
平成24年 2月 改正
平成25年12月 改正
平成28年 2月 改正

1 趣旨

指定管理者制度では、複数年に渡る指定期間中の適正な管理を確保するため、会計年度終了後、管理業務に係る事業報告書を提出させるほか個別に業務内容又は経理の状況に関する報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

本市では、指定管理者による公の施設の適正な管理の確保のため、施設の所管課による指導監督に加えて、民間の有識者からなる指定管理者評価委員会を設置し、必要に応じて書類審査や現地調査を実施することにより、この制度の目的である公の施設の市民サービスの向上や経費の縮減を図るものとする。

2 評価の方法

(1) 指定管理者制度は、その主な目的が「市民サービスの向上」と「経費の縮減」にある。

また、公の施設は、その設置条例に目的や設置理念が明記されていることから分かるように、なんらかの公共的使命を持って設置されているため、評価については、経済性、効率性に加えて設置目的の達成度を加えることとする。

については、次の視点をもとに評価を行う。

A 施設の管理運営状況 B 住民サービスの向上 C 施設の利用状況
D 収支の状況 E 運営の体制

また、指定管理者が管理を行う施設は、設置目的が多様であり、施設管理的なものからサービスの提供や事業振興など多岐にわたるため評価にあたっては、対象施設の事業、業務の特性に応じた評価が必要である。については、別紙に定める基本的項目に必要な項目を追加し実施することとする。

評価は、原則全施設において行うものとするが、評価になじまない施設もあることから、個別に評価委員会が判断し評価しないこととすることができる。

(2) 評価は、自己評価（指定管理者が実施）、一次評価（施設所管課が実施）及び二次評価（評価委員会が実施）の順番で行う。

①自己評価

指定管理者は、各年度に結ばれる細目協定や事業計画書等に基づき適切に管理運営を行っているかを自ら評価する。評価は、基本の評価基準表に基づき、必要に応じ施設所管課等と協議し、評価項目の追加や修正を行い評価項目に漏れが無いよう留意し実施する。

② 一次評価

施設所管課は指定管理者の自己評価に基づき一次評価を行い委員会に報告する。

③ 二次評価

評価委員会は、自己評価及び一次評価に基づき二次評価を実施する。

必要に応じて資料の収集、現地調査、施設所管課や指定管理者からの聞き取りを行い施設の最終評価を行う。

(3) 評価の項目と主な視点

A 施設の管理運営状況

- ・ 施設の管理運営上の基本方針が確立されており、職員間で共通認識を持っているか。
- ・ 施設の設置目的に添った運営が実施され、その目標が達成できたか。
- ・ 市の政策の支援について、条例の設置目的を踏まえ、施設の特徴を活かした活動目標を持って施設運営に取り組んでいるか。
- ・ 各協定書に基づき適正に維持管理、運營業務等が履行されているか。
- ・ 事故防止や危機管理の取り組みはなされているか。(マニュアルの整備や訓練の実施等)
- ・ 事故や災害の発生時の対応は適切になされているか。

B 住民サービスの向上

- ・ 誰もが平等に利用することができ、利用者にとって利用しやすい受付案内を行っているか。
- ・ 施設の広報、PRが適切に行われているか。
- ・ 利用者の意見等を把握する仕組み(アンケート調査や利用者協議会の実施等)を構築しているか。
- ・ 利用者からの意見や苦情への対応は適切になされているか。
- ・ 利用者への情報提供はなされているか。
- ・ サービスの向上のための具体的な取り組みがなされているか。
- ・ 利用者ニーズや顧客満足度を把握するため、利用者数の増減やその理由を的確に捉え、対策を立てているか。
- ・ 前回評価時の指摘事項に対して、どう対応したか。

C 施設の利用状況

- ・ 利用者数増加の取り組みはなされているか。
- ・ 利用者ニーズにあった企画を実施しているか。
- ・ 施設の活用について研究しているか。

D 収支の状況

- ・ 効率的な運営が図られ、経費の縮減が図られているか。
- ・ 再委託を実施している場合、適正な水準で行われているか。
- ・ デマンド管理や複数年契約など経費削減の具体的な取り組みがなされているか。
- ・ 収入の増加について、具体的な取り組みがなされているか。
- ・ 収支状況を正確に把握し、市へ報告しているか。

E 運営の体制

- ・ 団体の透明性はあるか。

- ・ 遵守すべき法令等の把握や職員への周知研修方法は適切か。
- ・ 人員の配置が合理的であったか。
- ・ 職員の能力向上の取り組みがなされているか。
- ・ 情報取扱に関するルールやマニュアルがあるか。その運用は適切に行われているか。
- ・ 地域（地元）と協力、連携を図っているか。また、高齢者や障がい者雇用について配慮されているか。

3 評価基準

(1) 評価の基準は以下の7段階とする。

評価の基準	
7	協定等で定めた水準を大きく上回る管理運営がなされているとともに、指定管理者のノウハウを活かし、着実に実績が挙がっており、極めて優れている。
6	協定等で定めた水準を上回る管理運営がなされているとともに、サービスの更なる向上が期待できる。
5	協定等で定めた水準をやや上回る管理運営がなされ、良好である。
4	協定等で定めた水準の管理運営が適正になされている。
3	協定等で定めた水準の管理運営がなされ、概ね適正と認められるが、一部改善を期待する。
2	協定等で定めた水準の管理運営が一部なされておらず、改善が必要である。
1	協定等で定めた水準の管理運営が多くの部分でなされておらず、改善が必要である。

- (2) 自己評価 指定管理者が、評価シートの項目別に実施状況を記載し、7段階評価で表すこと等により自己評価を行う。
- (3) 一次評価 施設所管課が、指定管理者の自己評価に基づき、評価シートの項目別に7段階評価で表すこと等により、指定管理者に対する評価を行う。
- (4) 二次評価 評価委員会が、自己評価や一次評価、現地調査や収集した資料に基づき7段階評価で表すこと等により、二次評価を行う。

4 実施時期

実施時期については、原則として、指定期間の最終年度を迎える年に実施することとし、評価結果の報告は、次期の指定管理者の選定の参考となるよう当該年度の7月を目処に行う。

資料2

越前市指定管理者評価委員会の開催経過

会議	年 月 日	内 容 等
第1回	令和5年3月27日(月)	現地調査【8施設】
第2回	令和5年5月22日(月)	評価対象施設の所管課への聴き取り調査
第3回	令和5年6月26日(月)	評価結果等の審議

資料3

越前市指定管理者評価委員会 委員名簿

区分	氏 名	団体等の名称
委員長	吉村 文男	中小企業診断士
委員長 職務代理人	宮川 斉	ものづくりパートナー福井(株)
	小形 真希	越前市観光協会
	倉橋 宏実	税理士
	福田 美千代	花筐自治振興会
	松本 照美	男女平等推進協会えちぜん
	田邊 健治	市民公募
	蒲 久美子	越前市

資料4

越前市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（抜粋）

（越前市指定管理者評価委員会の設置）

- 第14条 市は、指定管理者が行う公の施設の管理運営の適正化を図るため、越前市指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。
- 2 評価委員会は、指定管理者が行う公の施設の管理運営の状況について評価し、これを市長等に報告するものとする。
- 3 前2項に規定するもののほか、評価委員会に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

越前市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（抜粋）

（越前市指定管理者評価委員会）

- 第19条 越前市指定管理者評価委員会（以下この条において「評価委員会」という。）に委員（以下この条において「委員」という。）を置く。
- 2 委員は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 指定管理者制度に関し学識経験を有する者
- (2) 市民からの公募による者
- (3) 第1号に掲げる者が事故等によりその職務を遂行できない場合又は同条第12項に規定する場合においてその職務を代理する者（第1号に規定する経験を有する者に限る。）
- 3 委員の任期は、委嘱の日から起算して2年間（補欠の委員の任期は、前任者の残任期間）とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 第2項の規定によるほか、委員は、総務部長をもってこれに充てる。
- 6 評価委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 7 評価委員会は、評価委員会の委員長（以下この条において「委員長」という。）が招集する。
- 8 評価委員会の会議は、委員長が議長となる。
- 9 評価委員会は、指定管理者及び関係所属長が提出した管理運営の状況に関する資料に基づきその評価を行う。
- 10 前項の規定によるほか、評価委員会は、必要に応じて、自ら現地調査を行い、並びに指定管理者及び関係所属長に不足する資料の提出を求め、及び意見の開陳又は説明を求め、その評価を行うことができる。
- 11 委員長に事故等があるときは、あらかじめ委員長が指定した委員がその職務を代理する。
- 12 委員が評価を受ける指定管理者と利害関係を有するときは、当該委員はその評価に加わることができない。
- 13 評価委員会の庶務は、財産管理課において処理する。

資料5

指定管理者制度導入施設一覧（令和5年4月1日現在）

No.	施設名	管理開始日			管理終了日			指定管理者	所管課
		年	月	日	年	月	日		
1	武生中央公園	H31	4	1	R6	3	31	越前パークマネジメント共同事業体	観光誘客課
2	日野川河川緑地	H31	4	1	R6	3	31	越前パークマネジメント共同事業体	観光誘客課
3	越前市文化センター	H31	4	1	R6	3	31	(公財)越前市文化振興・施設管理事業団	生涯学習・芸術文化課
4	ふるさとギャラリー叔羅	H31	4	1	R6	3	31	(公財)越前市文化振興・施設管理事業団	生涯学習・芸術文化課
5	いまだて美術館	H31	4	1	R6	3	31	(公財)越前市文化振興・施設管理事業団	生涯学習・芸術文化課
6	越前市社会福祉センター	R3	4	1	R6	3	31	(福)越前市社会福祉協議会	社会福祉課
7	金華山グリーンランド	R3	4	1	R6	3	31	金華山林業振興組合	農林整備課
8	しきぶ温泉湯楽里	H28	4	1	R8	3	31	イワシタ物産(株)	社会福祉課
9	武生東児童センター	R3	4	1	R8	3	31	(福)越前市社会福祉協議会	こども家庭課
10	武生西児童センター	R3	4	1	R8	3	31	(福)越前市社会福祉協議会	こども家庭課
11	武生南児童センター	R3	4	1	R8	3	31	(福)越前市社会福祉協議会	こども家庭課
12	神山児童館	R3	4	1	R8	3	31	(福)越前市社会福祉協議会	こども家庭課
13	吉野児童館	R3	4	1	R8	3	31	(福)越前市社会福祉協議会	こども家庭課
14	国高児童センター	R3	4	1	R8	3	31	(福)越前市社会福祉協議会	こども家庭課
15	大虫児童館	R3	4	1	R8	3	31	(福)越前市社会福祉協議会	こども家庭課
16	王子保児童センター	R3	4	1	R8	3	31	(福)越前市社会福祉協議会	こども家庭課
17	北新庄児童館	R3	4	1	R8	3	31	(福)越前市社会福祉協議会	こども家庭課

No.	施設名	管理開始日			管理終了日			指定管理者	所管課
		年	月	日	年	月	日		
18	北日野児童センター	R3	4	1	R8	3	31	(福)越前市社会福祉協議会	こども家庭課
19	味真野児童センター	R3	4	1	R8	3	31	(福)越前市社会福祉協議会	こども家庭課
20	花筐児童館	R3	4	1	R8	3	31	(福)越前市社会福祉協議会	こども家庭課
21	岡本児童館	R3	4	1	R8	3	31	(福)越前市社会福祉協議会	こども家庭課
22	南中山児童館	R3	4	1	R8	3	31	(福)越前市社会福祉協議会	こども家庭課
23	服間児童館	R3	4	1	R8	3	31	(福)越前市社会福祉協議会	こども家庭課
24	越前和紙の里紙の文化博物館	R3	4	1	R8	3	31	福井県和紙工業協同組合	伝統工芸振興課
25	越前和紙の里体験工房「パピルス館」	R3	4	1	R8	3	31	福井県和紙工業協同組合	伝統工芸振興課
26	越前和紙の里卯立の工芸館	R3	4	1	R8	3	31	福井県和紙工業協同組合	伝統工芸振興課
27	越前和紙の里コミュニティ広場	R3	4	1	R8	3	31	福井県和紙工業協同組合	伝統工芸振興課
28	越前てわざ工房	R3	4	1	R8	3	31	福井県和紙工業協同組合	伝統工芸振興課
29	八ツ杉森林学習センター	R3	4	1	R8	3	31	(公財)越前市文化振興・施設管理事業団	農林整備課
30	紫ゆかりの館	R3	4	1	R8	3	31	(株)オーイング越前支店	観光誘客課
31	武生中央公園温水プール	R4	3	1	R13	3	31	TCP共同事業体	スポーツ課
32	武生中央公園屋内催事場	R4	4	1	R6	3	31	カワイ・山崎屋共同事業体	観光誘客課
33	道の駅「越前たけふ」	R5	4	1	R15	3	31	(株)鮮魚丸松	観光誘客課
34	コミュニティーセンター「柳荘」	R5	4	1	R10	3	31	柳荘管理協会	社会福祉課
35	越前打刃物振興施設	R5	4	1	R10	3	31	越前打刃物産地協同組合連合会	伝統工芸振興課
36	武生中央公園総合体育館	R5	4	1	R10	3	31	アシックススポーツファシリティーズ・日本メックス共同体	スポーツ課

No.	施設名	管理開始日			管理終了日			指定管理者	所管課
		年	月	日	年	月	日		
37	武生中央公園庭球場	R5	4	1	R10	3	31	アシックススポーツ ファシリティーズ・日 本メックス共同体	スポーツ課
38	武生中央公園多目的広 場（人工芝コート）	R5	4	1	R10	3	31	アシックススポーツ ファシリティーズ・日 本メックス共同体	スポーツ課
39	武道館	R5	4	1	R10	3	31	アシックススポーツ ファシリティーズ・日 本メックス共同体	スポーツ課
40	武生東運動公園ソフト ボール場	R5	4	1	R10	3	31	公益社団法人 越前 市スポーツ協会	スポーツ課
41	武生東運動公園庭球場	R5	4	1	R10	3	31	公益社団法人 越前 市スポーツ協会	スポーツ課
42	武生東運動公園陸上競 技場	R5	4	1	R10	3	31	公益社団法人 越前 市スポーツ協会	スポーツ課
43	瓜生水と緑公園体育館	R5	4	1	R10	3	31	公益社団法人 越前 市スポーツ協会	スポーツ課
44	サッカー場	R5	4	1	R10	3	31	公益社団法人 越前 市スポーツ協会	スポーツ課
45	今立体育センター	R5	4	1	R10	3	31	今立総合型スポーツ クラブ	スポーツ課